

船舶事故等調査報告書

平成25年4月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012仙第21号
事故等種類	運航不能（機関損傷）
発生日時	平成24年3月17日 05時20分ごろ
発生場所	秋田県男鹿市秋田船川港船川区南西方沖 男鹿市所在の鵜ノ埼灯台から真方位190° 1.6海里付近 （概位 北緯39° 50.0′ 東経139° 48.8′）
事故等調査の経過	平成24年6月18日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第八男鹿丸、99トン
船舶番号、船舶所有者等	130771、個人所有
乗組員等に関する情報	機関長、五級海技士（機関）
死傷者等	なし
損傷	主機3番シリンダのシリンダライナ、ピストン、ピストンピン及びピストンリングが焼損
事故等の経過	本船は、船長及び機関長ほか7人が乗り組み、平成24年3月17日05時00分ごろ秋田船川港船川区を出港し、漁場へ向けて航行中、05時20分ごろ、同区南西方沖において、主機が停止して航行不能となった。 本船は、船長が船舶所有者に救助を要請し、07時30分ごろ来援した引船にえい航され、09時00分ごろ秋田船川港船川区に帰港した。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南東、風速 約12～13m/s 海象：波高 約2.5m 日出時刻：05時49分
その他の事項	本船は、平成24年1月から2月にかけて定期検査のために入渠し、機関整備業者が主機全筒（6筒）のピストンを抜き出して開放整備を行った。 本船は、本インシデント後、機関整備業者が主機潤滑油系統の点検を行ったところ、主機の潤滑油こし器が、微細なウェスクズ等が付着して目詰まり状態となっていた。 機関長は、本インシデント前に本船の潤滑油圧力が低下していたことに気付かなかった。 機関長は、本インシデント前に主機関警報装置の作動試験を行っていたが、本インシデント時、主機潤滑油圧力低下の警報が作動したかどうかは分からなかった。

<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり あり なし</p> <p>本船は、秋田船川港船川区南西方沖を航行中、主機の潤滑油こし器が目詰まりしたことから、潤滑油の供給量が減少し、主機3番シリンダのピストン及びシリンダライナ等が焼損して主機の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本インシデントは、夜間、本船が秋田船川港船川区南西方沖を航行中、主機の潤滑油こし器が目詰まりしたため、潤滑油の供給量が減少し、主機3番シリンダのピストン及びシリンダライナ等が焼損して主機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的に潤滑油こし器の開放掃除を実施すること。